

一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2021年（令和3年）3月26日

釧路市長 蝦名大也

記

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 業務名 | 2021年度（令和3年度）釧路市ふるさと納税推進業務委託 |
| (2) 履行場所 | 釧路市内 |
| (3) 業務概要 | 別添仕様書のとおり |
| (4) 履行期間 | 2021年（令和3年）4月5日から2022年（令和4年）3月31日まで |

2 入札参加資格に関する事項

2021・2022年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿の取扱品目に「その他の委託」の登録があること。

3 入札参加条件に関する事項

入札に参加しようとする者は、申請日現在において次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱（以下「指名停止取扱要綱」という。）の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 申請日を基準として過去2年間において、指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止を2回以上を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (5) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 釧路市内に本社、本店を有し、釧路市から課税されている法人市民税について、未納がないこと。

4 入札参加資格申請

(1) 当該業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

ア 申請書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

(イ) 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式2）

(ウ) 法人市民税の完納証明書（直近年度）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間

令和3年3月26日（金）から令和3年3月30日（火）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

エ 提出先

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部都市経営課企画担当

電話 0154-31-4502

オ 提出方法

持参による。郵送、ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市総合政策部都市経営課企画担当において、この告示の日から配付する。また、釧路市ホームページにも掲載する。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該業務委託の入札に参加することができない。

(4) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は、提出者に無断で目的外に使用しない。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

エ 受付期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(1) 通知日時

令和3年3月31日（水）午後1時から午後5時まで

(2) 通知する場所

4の(1)エと同じ

(3) その他

ア 確認通知書は(2)に示す場所で当該申請書に、参加申請時に示す所定の手続きを経て直接

手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。

イ 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。この場合には、令和3年4月1日（木）までに書面を提出して行わなければならない。
- (2) (1)の書面は、釧路市総合政策部都市経営課企画担当に持参して提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、令和3年4月2日（金）までに回答する。

7 質問及び回答

- (1) 当該業務に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールで行うこととする。

ア 受付期間・時間

令和3年3月26日（金）から令和3年3月30日（火）17時まで

イ メールアドレス

to-furusato@city.kushiro.lg.jp

釧路市総合政策部都市経営課企画担当

ウ メール表題の命名方法

「送信した日付」と「ふるさと納税推進業務委託質疑」と「企業名」の組み合わせで表示すること。

・命名の例示：釧路商事が、令和3年3月26日に送信した質問書の表題

「030326 ふるさと納税推進業務委託質疑－釧路商事」

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 期間・時間

令和3年4月2日（金）17時まで

イ 回答方法

入札参加者すべてに対して電子メールで回答する。

なお、質問への回答は本告示の追加又は修正とみなす。

8 業務説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年3月29日（月） 午前11時
- (2) 場所 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市役所本庁舎2階 第3委員会室

9 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年4月5日（月） 午前10時
- (2) 場所 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市役所本庁舎2階 第1委員会室

10 最低制限価格制度

釧路市最低制限価格設定要領による最低制限価格を設定し、事後公表とする。

11 入札方法等

- (1) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、提出しなければならない。
- (2) 入札書に記載する金額については、1件あたりの単価を記載すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

13 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という。）第2章第1節3規則第6条関係第2号イに基づき免除する。

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の入札価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最低制限価格を下回る入札をした者は失格とし、再度の入札には参加できない。
- (2) 有効な入札のうち、最低の価格で入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

15 入札結果の公表

入札結果については、入札日に釧路市ホームページにより公表する。

16 契約締結期限

当該業務の契約締結期限は令和3年4月5日（月）までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

17 契約保証金

契約規則第30条第6号及び規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係第2号アに基づき免除する。

18 契約書作成の要否

要

19 契約金の支払い方法

毎月の履行状況を確認のうえ、月払いする。

20 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、施行令、契約規則、規則の施行についてその他関係法令を遵守すること。
- (3) この契約締結後、消費税法等の改正によって消費税及び地方消費税の税率が改正された場合、税率の改正による消費税及び地方消費税の増加分につき、契約金額等を変更するものとする。

21 問合先

〒085-8505 釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

釧路市総合政策部都市経営課企画担当

電話 0154-31-4502